

島 原 市 教 育 委 員 会

報 告 事 項

○行事報告

○行事予定表

平成 2 7 年 6 月 4 日 定例会

教育委員会 6月定例会 報告事項

[5月]

(教育総務課)

日	曜日	報 告 事 項	内 容 並 び に 参 考 事 項		
1	金	建設工事指名選定委員会	9:00	本庁第2応接室	教育次長
1	金	5月定例教育委員会	13:30	杉谷公民館	教育委員・教育長・次長・各課長 議案審議3件
7	木	金子原二郎代議士(参議院議員)来庁	14:00	第2応接室	教育長、教育次長
8	金	公立学校施設実態調査ヒアリング	10:00	長崎市	山口主査、竹中主査
14	木	島原まち・ひと・しごと創生本部幹事会	13:30	本庁大会議室	課長
15	金	新人職員研修終了証交付	16:30	本庁第1応接室	教育長
18	月	公用車交通事故防止対策推進委員会	9:30	本庁別館会議室	課長
18	月	建設工事指名選定委員会	13:30	本庁第2応接室	教育次長
19	火	広報編集委員会	8:45	旧副市長室	課長
19	火	平成27年度長崎県市町村教育委員会連絡協議会総会及び県市町教育委員合同研修会	9:30	大村市	教育委員・教育長・班長
19	火	校庭芝生化ポット苗づくり	15:00	三会小学校	教育次長、課長他
20	水	防災対策現地視察	9:30	白山地区	教育長、教育次長
26	火	企画委員会	9:00	委員会室	教育次長
26	火	東京学生寮第5回口頭弁論期日	11:00	長崎市	課長
26	火	島原まち・ひと・しごと創生推進市民会議	19:00	杉谷公民館	教育次長、各課長他
27	水	一般財団法人島原市教育文化振興事業団理事会	14:00	島原文化会館	教育次長
28	木	平成27年度職務目標・人事評価ヒアリング	9:00	有明庁舎2階小議室	教育長・教育次長・各課長
29	金	建設工事指名選定委員会	9:00	本庁第2応接室	教育次長
		《付記事項》			
1	金	土曜会送別会	18:00	シーサイド島原	教育長、教育次長、課長
3	日	平成27年度高校剣道錬成大会開会式	13:00	復興アリーナ	教育長
7	木	災害時初動マニュアル研修会	15:00	本庁大会議室	課長他
11	月	交通安全祈願祭	10:00	八幡神社	教育次長
14	木	島原半島退職校長会定期総会島原大会・懇親交流会	10:00	南風楼	教育長
15	金	新人職員との交流会	18:00	割烹雲仙	教育長
16	土	島原高校剣道部記念祝賀会	18:30	シーサイド島原	教育次長
17	日	中学校体育大会	8:50	各中学校	教育委員・教育長・教育次長・各課長
20	水	財務事務等研修会	13:30	本庁大会議室	倉本主任、馬渡主査
24	日	小学校運動会(一小・二小・三小・三会小・大三東小・高野小・湯江小)	8:50	各小学校	教育委員・教育長・教育次長・各課長
26	火	緑水会	12:00	安兵衛	教育長

月	日	曜	報 告 事 項	内 容 な ら び に 参 考 事 項
	1	金	定例教育委員会	13:30 杉谷公 教育長 教育次長 教育委員 課長
	1	金	特別支援学級・通級指導教室担任会	14:00 三小 松尾
	1	金	養護教諭部会	14:00 杉谷公 酒井
	1	金	中体連理事会	14:00 有明公 牟田
	7	木	定例校長会	9:30 教育長 課長 八木 平田 牟田 松尾 酒井
	8	金	定例教頭会	10:30 課長 八木 平田 牟田 松尾 酒井
	12	火	子供の体力向上指導者養成研修（～15日）	9:00 佐賀 松尾
	14	木	島原半島退職校長会	10:00 南風楼 教育長
	15	金	当初面談	9:30 有明庁舎 教育長 課長
	17	日	中学校体育大会	9:00 各中学校 教育委員 教育長 教育次長 各課長 学教指導主事
	18	月	当初面談	10:00 有明庁舎 教育長 課長
	20	水	教育相談	10:00 有明庁舎 松尾
	20	水	島原半島租税教育推進協議会第8回定期総会	13:30 島原税務署 教育長 平田
5	20	水	A L T ミーティング	15:30 森岳公 八木
	21	木	県義務教育課来庁	17:00 有明庁舎 教育長
	21	木	献立作成会	14:00 有明庁舎 城臺
	22	金	第2回教科書選定審議会	9:00 長崎 教育長 牟田
	24	日	小学校運動会	8:30 各小学校 教育委員 教育長 教育次長 各課長 学教指導主事
	25	月	県・市町教育委員会学校教育課長会議（～26日）	13:00 長崎 課長
	25	月	運動部活動の事業推進委員会	9:30 長崎 酒井
	26	火	スクールカウンセラー・コーディネータ研修会	9:00 県教育センター 牟田
	26	火	四小校内研修	14:00 四小 松尾
	27	水	有明中ケース会議	10:00 有明中 牟田 吉岡（SSW）
	27	水	教務主任研修会	14:00 杉谷公 牟田
	27	水	3市特別支援教育連絡協議会	14:00 島原特別支援学校 松尾
	28	木	第1回就学相談担当者等研修会	9:30 県教育センター 松尾
	28	木	第1回半島地区教科書採択協議会	14:00 南有馬庁舎 教育委員長 教育長 牟田
	29	金	市PTA連合会総会	17:00 有明公 課長
付記	7	木	通学路打合せ	13:30 有明庁舎 酒井
	7	木	災害時初動マニュアル研修会	15:00 本庁 八木 松尾 城臺
	8	金	災害時初動マニュアル研修会	15:00 本庁 平田 牟田 酒井
	11	月	給食事務所公用車車検立会	10:00 有明給食センター 城臺
	15	金	お口の健康まつり図画審査会	19:00 保健センター 酒井
	19	火	三会小芝生苗植え	15:00 三会小 平田 酒井
	19	火	5歳児健康診査研修会	15:00 保健センター 松尾
	19	火	主査研修会	18:00 本庁 城臺
	20	水	5歳児健康診査	14:00 保健センター 松尾
	20	水	議会事務に関する事務説明会	16:00 本庁 牟田
	20	水	自主研修会	18:00 本庁 平田 牟田 松尾
	22	金	四小校内研究説明	14:00 有明庁舎 平田 松尾 酒井
	22	金	自主研修会（行政と民放）	17:45 本庁 課長 八木
	25	月	電算課研修会	14:00 本庁 松尾 城臺
	26	火	選挙事務説明会	13:00 本庁 城臺
	26	火	自主研修会	18:00 本庁 酒井
	28	木	目標設定面談	10:20 有明庁舎 課長 八木

島原市教育委員会 6月定例会報告事項

【平成27年5月】

社会教育課

日	曜日	報告事項	内容並びに参考事項		
1	金	あいさつ運動	7:30	市内一円	課長以上 徳永 尾崎
7	木	社会教育・生涯学習主管課長会議・市町社会教育担当者会	9:30	長崎市	課長 徳永 福島
7	木	島原市少年センター少年補導委員幹事会	19:00	平野食堂	課長 徳永 原賀 早稲田
7	木	市子連役員会	19:30	森岳公民館	福島 林田 大場
8	金	学校・家庭・地域の連携に係る研修会	9:30	長崎市	徳永
8	金	少年センター所長会・合同研修会	14:00	大村市	課長 徳永 上田
9	土	日本伝統俳句協会九州支部研修大会懇親会	18:30	南風楼	市長 課長
10	日	日本伝統俳句協会九州支部研修大会	12:00	復興アリーナ	市長 徳永
11	月	霊丘公民館運営委員会	10:00	霊丘公民館	課長 徳永 柴田
11	月	精霊流し行事実施協議会総会	13:30	森岳公民館	山本 永藤
12	火	長崎県公民館連絡協議会理事会	15:00	長崎市	徳永
12	火	市子連総会	19:30	島文中ホール	課長 福島 大場 林田
13	水	家庭教育学級合同会議	19:30	森岳公民館	課長 徳永 公民館主事
14	木	島原市施設の魅力アップ懇話会	19:00	本庁大会議室	課長 徳永 福島
15	金	杉谷公民館運営委員会	10:00	杉谷公民館	課長 徳永 宮崎
15	金	島原城樹木管理検討委員会	13:30	市役所本庁舎	次長 宇土
15	金	有明地区自治公民館連絡協議会総会	15:00	有明公民館	教育長 課長 尾崎
16	土	長崎県考古学会総会	12:30	長崎大学	宇土
17	日	高島観音回向堂法要	11:00	高島一丁目	教育長 林田
18	月	三会通学合宿打合せ	20:00	三会公民館	徳永
19	火	市婦連総会	9:00	白山公民館	市長 課長 徳永 松本 公民館主事
19	火	長崎県青少年育成県民会議総会	13:30	長崎市	徳永 田上 宮崎
20	水	少年センター自転車指導	15:00	市内3ヶ所	課長 徳永 早稲田
21	木	三会公民館運営委員会	10:00	三会公民館	課長 徳永 濱口
21	木	安中公民館運営委員会	19:30	安中公民館	課長 大竹
22	金	森岳公民館運営委員会	10:00	森岳公民館	課長 徳永 山本
22	金	有明公民館運営委員会	14:00	有明公民館	課長 徳永 尾崎
22	金	白山公民館運営委員会	16:00	白山公民館	課長 永藤
23	土	島原文化連盟	17:00	南風楼	教育長 課長 林田
25	月	森岳地区青少年健全育成協議会総会	19:30	森岳公民館	課長 山本 片山
26	火	まち・ひと・しごと創生推進会議	19:00	杉谷公民館	課長 徳永
27	水	長崎県生涯学習課と協議	13:30	有庁	課長 徳永 福島 宇土
27	水	少年センター補導委員会	19:30	森岳公民館	次長 課長 徳永 原賀 早稲田
28	木	長崎県主事等連絡協議会引継会	10:00	有明公民館	課長 徳永
28	木	社会教育担当者会議	13:30	三会公民館	課長 徳永 公民館主事
28	木	杉谷地区青少年健全育成協議会総会	19:30	杉谷公民館	課長
28	木	三会地区青少年健全育成協議会総会	20:00	三会公民館	徳永
29	金	島原市PTA連合会総会	17:00	有明公民館	教育長 課長 徳永 堀口課長

※ 各地区にて高齢者学級6回(担当:大場)・女性学級7回開催(担当:松本)

【付記事項】

1	金	教育委員会定例会	13:00	杉谷公民館	課長
7	木	定例校長会	9:30		林田
8	金	定例教頭会	10:30		林田
10	日	有明地区自治会対抗ソフトボール大会	8:00	有明の森運動場	課長 尾崎
10	日	安中地区町内対抗ソフトボール大会	8:30	第三中学校	市長 大竹
10	日	三会地区大運動会	9:00	三会ふれあい運動広場	課長 濱口
11	月	新任職員研修「島原の歴史」	8:30	本庁大会議室	林田
17	日	中学校体育大会	9:00	各中学校	課長
20	水	島原市老人クラブ連合会定期総会	9:30	福祉センター	課長 公民館主事 大場
24	日	小学校体育大会	8:50	各小学校	課長
25	月	ばか者会議	13:30	市役所本庁舎	林田
28	木	二小学校支援会議	19:30	二小	柴田

教育委員会 6月定例会 報告事項

(スポーツ課)

[5月]

日	曜日	報 告 事 項	内 容 並 び に 参 考 事 項		
1	金	定例教育委員会	13:30	杉谷公民館	課長
1	金	第29回九州少年少女レスリング選手権九州大会出場報告会	17:00	第2応接室	谷川
8	金	市町村社会体育担当者会議	10:00	長崎市	谷川
8	金	教頭会	10:30	杉谷公民館	大場
8	金	平成27年度島原市体育協会総会	11:30	森岳公民館	教育長・課長・谷川・森川
10	日	三会地区大運動会	9:00	三会ふれあい広場	課長
14	木	平成27年度第1回長崎県スポーツ少年団指導者協並びに事務担当者会議	15:00	長崎市	大場
15	金	施設魅力アップ懇和会	19:00	杉谷公民館	課長・谷川
22	金	がんばらんば体操教室	15:00	露丘公園体育館・弓道場	森川
27	水	長崎県体育協会定時評議員会	15:00	長崎市	教育長・森川
		《付記事項》			
7	木	災害時職員初動マニュアル説明会	13:00	本庁大会議室	谷川・大場
8	金	災害時職員初動マニュアル説明会	10:00	有明庁舎大会議室	課長・森川・中村
14	木	第1回まち・ひと・しごと創生本部会議	13:30	大会議室	課長
17	日	第三中学校体育大会	9:00	第三中学校	課長
20	水	財務事務研修会	13:30	大会議室	中村
24	日	高野小学校運動会	8:40	高野小学校	課長
26	火	まち・ひと・しごと創生会議	19:00	杉谷公民館	課長・谷川
28	木	愛媛県西条市陸上競技場視察	9:30	陸上競技場	谷川

平成27年6月行事予定表

平成27年6月4日現在

下線太字 教育委員出席予定

- ◎ 教育長出席
- 教育次長出席
- △ 関係課長出席

島原市教育委員会

日 曜	教 育 総 務 課	学 校 教 育 課	社 会 教 育 課	ス ポ ー ツ 課
1 月	新地方会計等事務等説明会 10:00 有明庁舎 △	人事説明会 13:30 長崎市 △	朝のあいさつ運動 7:30 市内 ○△ 新地方会計等事務等説明会 10:00 有明庁舎 △	島原市・学校法人日本体育大学体育・スポーツに関する協定調印式 16:00 有明文化会館 ◎○△
2 火	議会当選証書交付式 10:00 本庁4階会議室 ◎		安中地区青少年健全育成協議会総会 19:30 安公 △	
3 水	「いのりの日」献花 8:30 仁田団地 ◎○△ 「いのりの日」消防殉職者慰霊碑献花 9:00 平成町 ◎ 「いのりの日」黙とう 16:08 仁田団地 ◎○△ 北上木場研修所跡慰霊訪問 16:00 北上木場研修所跡 ◎ 「第9回いのりの灯」点灯式 19:00 雲仙岳災害記念館 ◎	新地方会計等事務等説明会 10:00 本庁 △	第65回「社会を明るくする運動」推進委員会 10:30 長崎市立図書館 △	新地方会計等事務等説明会 10:00 本庁 △
4 木	定例教育委員会 13:30 有明庁舎1階相談室 ◎○△	定例校長会 9:30 杉公 ◎△ 海外交流事前訪問(香港) (～6日) △	有明地区子供会育成連絡協議会 19:30 有公 △ 有明地区青少年育成会議総会 20:00 有公 △	
5 金		定例教頭会 10:30 杉公 △	霊丘地区青少年健全育成協議会 19:30 霊公 △	平成27年度(第67回)長崎県高等学校総合体育大会総合開会式 15:00 佐世保市 ◎
6 土			全国龍馬社中九州ブロック大会総会・講演 13:30 雲仙岳災害記念館 全国龍馬社中九州ブロック大交流会 19:00 南風楼	
7 日	市民清掃 お口の健康まつり図画コンクール表彰式 12:30 保健センター ◎	市民清掃 お口の健康まつり図画コンクール表彰式 12:30 保健センター ◎	市民清掃 全国龍馬社中九州ブロック大会 高山みな子講演 10:00 島文 ◎	市民清掃
8 月			“社会を明るくする運動”打合せ会 10:00 有明庁舎 △	
9 火		第二中学校訪問 9:30 ◎○△		島原市スポーツ少年団指導者協議会役員会 19:30 森公 △
10 水		三会中学校訪問 9:30 ◎○△ 三会小学校訪問 13:40 ◎○△	人権・同和行政担当課長及び教育委員会人権担当課長合同会議 13:30 長崎市 △	
11 木	三会地区学校林管理委員会 14:00 有明庁舎 ◎○△		退職校長会事務局会議 13:30 森公 △	
12 金	ねんりんピック島原市実行委員会 13:30 有公 ◎ 島原地区緑の産業再生プロジェクト協議会総会 14:00 島原振興局 △	第二小学校訪問 9:30 ◎○△		
13 土		市中学校体育大会球技・武道大会 各中学校 ◎△	スギタニ保存会総会 20:00 杉公	
14 日		市中学校体育大会球技・武道大会 各中学校 ◎△	和魂楽匠コンサート 14:00 有明文化会館	
15 月				
16 火			県主催少年センター立入調査研修会 13:30 森公 △	
17 水		大三東小学校訪問 9:25 ◎○△ 平成26年度学校給食決算報告監査 有明学校給食センター 14:00 △		
18 木		第一小学校訪問 9:30 ◎○△ 第五小学校訪問 13:30 ◎○△		
19 金		学校実態調査 一中・三小 △		平成27年度島原市スポーツ少年団指導者協議会総会 18:30 もとよし ◎△
20 土				
21 日	三会小芝生化苗移植作業 8:00 三会小 ○△			霊丘地区バレーボール大会 8:30 二小 △
22 月				
23 火				
24 水				
25 木		市中体連陸上大会 8:20 陸上競技場 ◎○△		「夢の教室」10:30 三小 △ 「夢の教室」14:05～ 二小 △
26 金				「夢の教室」10:30 一小 △ 「夢の教室」14:05 一小 △ かんぱんばいばい体育教室 15:00 霊丘公園体育館
27 土			社会を明るくする運動総会 13:00 有公 △	
28 日				
29 月				
30 火				

島 原 市 教 育 委 員 会

議 案 集

- | | |
|--------|--------------------------|
| 第27号議案 | 島原市いじめ問題調査会規則の制定について |
| 第28号議案 | 島原市心身障害児就学指導委員会委員の委嘱について |
| 第29号議案 | 島原市立中学校部活動外部指導者の解嘱について |
| 第30号議案 | 島原市立中学校部活動外部指導者の委嘱について |
| 第31号議案 | 議会の議決を経るべき議案について |
| 第32号議案 | 島原市立公民館運営審議会委員の委嘱について |

平成27年6月4日 定例会

第 27 号議案

島原市いじめ問題調査会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、島原市子どものいじめの防止等に関する条例（平成 27 年島原市条例第 7 号）第 15 条の規定に基づき設置された島原市いじめ問題調査会（以下「調査会」という。）の組織及び運営等について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 調査会は、委員 10 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 教育委員会事務局の職員
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 子どもの心理、福祉等についての専門的知識を有する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

3 委員の任期は、2 年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第 3 条 調査会に委員長及び副委員長各 1 名を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、調査会の会務を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 調査会は、必要に応じ、委員長が招集する。

2 調査会の議事は、出席委員の過半数を持って決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委員の除斥)

第 5 条 委員は、自己、配偶者又は 3 親等以内の親族に直接利害関係のある事案について

は、その議事に加わることができない。

(庶務)

第6条 調査会の庶務は、教育委員会学校教育課で処理する。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、調査会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年7月1日から施行する。

(会議招集の特例)

2 この規則の施行に伴い、最初に開かれる会議は、第4条第1項の規定にかかわらず教育長が招集する。

平成27年6月4日提出

島原市教育委員会
教育長 宮原 照彦

提案理由

島原市子どものいじめの防止等に関する条例第15条の規定に基づき設置する島原市いじめ問題調査会の組織及び運営等について必要な事項を定めようとするものである。

第 28 号議案

島原市心身障害児就学指導委員会委員の委嘱について

島原市心身障害児就学指導委員会委員に、別紙の者を委嘱する。

平成 27 年 6 月 4 日提出

島原市教育委員会

教育長 宮原 照彦

提案理由

島原市心身障害児就学指導委員会規則第 3 条及び第 4 条の規定により、委員に委嘱しようとするものである。

平成27年度

島原市心身障害児就学指導委員会委員名簿

島原市教育委員会

氏 名	役 職 名	委嘱区分 委 員 会 規 則
たかぎあきのり 高 城 昭 紀	病院長 (精神科)	第3条 (1) 医師
いなだよしひさ 稲 田 善 久	外科医院長 (整形外科)	第3条 (1) 医師
かまuchiこうしょう 蒲 池 興 照	福祉法人施設長	第3条 (2) 社会福祉施設職員
にしおかてつお 西 岡 哲 男	県立島原特別支援学校校長	第3条 (4) 関係教育機関職員
こんどうかなこ 近 藤 加 那 子	島原市保健センター保健師	第3条 (3) 学識経験者
いえやすひろ 入 江 靖 宏	島原市立第三小学校校長 (特別支援教育研究部長)	第3条 (4) 関係教育機関職員
おおほりゆか 大 堀 由 香	幼児ことばの教室相談員	第3条 (3) 学識経験者
こなかのがこ 小 中 暢 子	島原市立第三小学校教諭 (通級指導教室担当－LD・ADHD)	第3条 (4) 関係教育機関職員
よしださとこ 吉 田 聡 子	島原市立湯江小学校教諭 (通級指導教室担当－LD・ADHD)	第3条 (4) 関係教育機関職員
きだにゆかり 木 谷 由 香 里	島原市立第二中学校教諭 (通級指導教室担当－LD・ADHD)	第3条 (4) 関係教育機関職員

島原市心身障害児就学指導委員会規則（抜粋）

（所掌事務）

第2条 委員会は、次に掲げる者の心身障害の種類及び程度の判定並びに就学に関し、教育委員会の諮問に応じ、その結果を答申するものとする。

(1) 島原市小・中学校特別支援学級（知的障害・言語障害・情緒障害・学習障害・注意欠陥多動性障害等）並びに特別支援学校で教育することが必要と考えられる者

(2) 在宅心身障害児のうち、訪問指導員の派遣が必要と考えられる者

2 委員会は、前項に定める者のほか、教育委員会の指示により、次に掲げる指導業務を行うものとする。

(1) 前項に該当する児童、生徒の就学指導に関すること。

(2) 心身障害児の就学指導が円滑に行われるために必要と認められる教育相談及び特別支援教育の啓発に関すること。

（組織）

第3条 委員会は、委員若干名をもって組織する。

(1) 医師

(2) 社会福祉施設の職員

(3) 学識経験者

(4) 関係教育機関の職員

（任期）

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 略

第 29 号議案

島原市立中学校部活動外部指導者の解嘱について

島原市立中学校部活動外部指導者の下記の者を解嘱する。

記

(第三中学校)

部 名	氏 名	性別	年齢	住 所
卓球女子	入江 輝之			

平成 27 年 6 月 4 日 提出

島原市教育委員会
教育長 宮 原 照 彦

提案理由

島原市立中学校部活動外部指導者に関する規則第 7 条により、委嘱を解嘱しようとするものである。

第 3 0 号議案

島原市立中学校部活動外部指導者の委嘱について

島原市立中学校部活動外部指導者に下記の者を委嘱する。

記

(第三中学校)

部 名	氏 名	性別	年 齢	住 所
卓球女子	田中 萬治			
卓球男子	森杉 哲也			

平成 2 7 年 6 月 4 日 提出

島原市教育委員会
教育長 宮 原 照 彦

提案理由

島原市立中学校部活動外部指導者に関する規則第 5 条に基づき、指導者に委嘱しようとするものである。

(参 考)

島原市立中学校部活動外部指導者に関する規則（抜粋）

(身分)

第4条 外部指導者は、非常勤とする。

(委嘱)

第5条 外部指導者は、次の基準を満たすもののうちから学校長の推薦に基づき、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育に対する理解を持ち、必要な協力を得られること。
- (2) 職務遂行に必要な熱意を持っていること。
- (3) 体育、芸術、文化等に対する深い関心と理解を持っていること。

(任期)

第7条 外部指導者の任期は、1年とする。ただし、補欠の外部指導者の任期については、前任者の残任期間とする。

2 教育委員会は、外部指導者が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるときその他特別の理由があると認めるときは、前項の規定による任期の期間中においても解任することができる。

3 外部指導者は、再任することができる。

(委任)

第8条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

平成27年度 島原市中学校部活動外部指導者一覧表

平成27年5月29日現在

平成27年5月29日現在

	学 校 名	部 名	氏 名	性別	年齢	住 所	新規・継続
1	島原市立第一中学校	野 球	武 次 亮 太				継続
2			荒 川 浩 一				継続
3		剣道(男)	本 多 幸 治				継続
4			太 田 清 敏				継続
5		剣道(女)	中 村 壽 文				継続
6			徳 永 清				継続
7		卓 球	寺 田 悠 貴				継続
8			陸 上	土 本 富 三 幸			
9		サッカー	林 田 行 弘				継続
10			長 谷 慎 司				継続
11	島原市立第二中学校	ソフトテニス(男)	原 田 佳 幸				継続
12		ソフトテニス(女)	内 藤 賢 裕				継続
13		ブラスバンド	岡 崎 和 興				継続
14		バスケットボール(男)	松 崎 将 治				継続
15		バスケットボール(女)	宇 土 宏				継続
16	島原市立第三中学校	バレーボール(女)	高 木 清 治				継続
17		ソフトテニス(男)	山 本 達 一				継続
18		ソフトテニス(女)	珠 林 成 子				継続
19		サッカー	石 本 幸 紀				継続
20		柔 道	高 田 悦 成				継続
21			笹 田 浩 司				継続
22		剣 道	鈴 木 智 詞				継続
23		水 泳	廣 瀬 健 治				継続
24		陸 上	一 ノ 瀬 英 治				継続
25		野 球	吉 田 信 人				継続
26	白 井 浩 二					継続	
27	島原市立第三中学校	サッカー	國 田 雅 彦				継続
28		野 球	森 永 敏 夫				継続
29		バレーボール(女)	平 坂 憲 吾				継続
30		ソフトテニス(男)	永 田 栄 治				継続
31		卓 球(男)	森 杉 哲 也				新 規
32		卓 球(女)	田 中 薫 治				新 規
33		ソフトテニス(女)	松 崎 昭 彦				継続
34	松 下 範 行					継続	
35	島原市立三会中学校	野 球	吉 田 章				継続
36			福 島 真 一				継続
37		柔 道	下 田 文 男				継続
38		ソフトボール	小 笹 清 子				継続
39		ソフトテニス(男)	大 津 崇 嗣				継続
40		ソフトテニス(女)	森 川 香 里				継続
41		バレーボール(女)	村 川 美 智 子				継続
42			荒 木 愛 子				継続
43			塚 本 和 美				継続
44			木 村 力				継続
45	サッカー	荒 木 洋 之				継続	
46	吹 奏 楽	本 多 邦 年				継続	
47	島原市立有明中学校	野 球	金 子 一 雄				継続
48			宇 土 靖 晴				継続
49		ソフトテニス(女)	大 川 エ ミ				継続
50		バレーボール(男)	松 本 恒 一				継続
51			太 田 優 一				継続
52		バスケットボール(男)	松 本 裕 一				継続
53			林 田 靖 仁				継続
54		陸 上	吉 本 義 博				継続
55			坂 上 敏 樹				継続
56			吉 本 大 起				継続
57	小 林 真 澄					継続	
58	サッカー	宇 土 将 輝				継続	
59		宮 本 昂 遼				継続	
60	剣 道	前 田 英 幸				継続	
61	柔 道	堀 川 和 徳				継続	
62		堀 川 耕 平				継続	
63	水 泳	竹 田 宗 晴				継続	
64		加 藤 寛 也				継続	

第 3 1 号議案

議会の議決を経るべき議案について

議会の議決を経るべき次の議案について、原案のとおり議会に提出することの承認を求める。

島原市社会教育委員条例の一部を改正する条例 別紙 1 のとおり

平成 2 7 年 6 月 4 日提出

島原市教育委員会

教育長 宮原 照彦

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条及び島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則第 2 条第 1 項第 1 1 号の規定により、教育委員会の承認を得ようとするものである。

(参考)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(教育委員会の意見聴取)

第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。

島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則

(教育長に対する委任事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。

- (1) 学校教育又は社会教育に関する一般方針を定めること。
- (2) 学校・公民館及び図書館の設置及び廃止を決定すること。
- (3) 教育財産の取得を市長に申出ること。
- (4) 県費負担教職員の懲戒及び県費負担教職員たる校長、教頭の任免その他の進退について内申すること。
- (5) 県費負担教職員のサービスの監督についての一般方針を定めること。
- (6) 教育委員会の任命にかかる職員の人事の一般方針を定め、及び懲戒を行うこと。
- (7) 教育長・課長・公民館長及び指導主事の任免を行うこと。
- (8) 学校・公民館及び図書館の敷地を選定すること。
- (9) 学校その他教育機関の工事の計画を策定すること。
- (10) 委員会規則の制定又は改廃を行うこと。
- (11) 教育予算その他議会の議決を経るべき議案の作成について意見を申出ること。
- (12) 委員会の所管に属する各種委員会・審議会等の委員の任命又は委嘱すること。
- (13) 校長・教頭・教員その他の教育関係職員の研修の一般方針を定めること。
- (14) 教科用図書の採択に関する基本方針を定めること。
- (15) 学令児童生徒の就学すべき学校の区域を設定し、又はこれを変更すること。
- (16) 教育に関する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行うこと。

島原市社会教育委員条例の一部を改正する条例

島原市社会教育委員条例（昭和 28 年島原市条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「社会教育法」の次に「(昭和 24 年法律第 207 号)」を加える。

第 4 条第 1 項中「教育長を経て」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に在職する島原市教育委員会教育長が、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 76 号）附則第 2 条第 1 項の規定により、なお従前の例により在職する場合においては、改正後の島原市社会教育委員条例第 4 条の規定は適用せず、改正前の島原市社会教育委員条例第 4 条の規定は、なおその効力を有する。

平成 27 年 6 月 日提出

島原市長 古川 隆三郎

提案理由

社会教育法の一部改正に伴い、所要の整備を図るため、この条例を改正しようとするものである。

島原市社会教育委員条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行	解説及び資料
(目的) 第1条 社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条の規定に基づき社会教育の振興を図るため、本市に社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。 (委員の職務) 第4条 委員は、島原市の社会教育に関し_____教育委員会に助言するため次の職務を行う。 (1) 島原市の社会教育に関する諸計画を立案すること。 (2) 定時又は臨時に会議を開き教育委員会の諮問に応じこれに対して意見を述べること。 (3) 前2号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。 2及び3 略	(目的) 第1条 社会教育法_____第15条の規定に基づき社会教育の振興を図るため、本市に社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。 (委員の職務) 第4条 委員は、島原市の社会教育に関し<u>教育長を経て教育委員会</u>に助言するため次の職務を行う。 (1) 島原市の社会教育に関する諸計画を立案すること。 (2) 定時又は臨時に会議を開き教育委員会の諮問に応じこれに対して意見を述べること。 (3) 前2号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。 2及び3 略	【第1条の条文の内容】 「社会教育委員」の設置目的について規定したもの。 【第1条の改正内容】 「社会教育法」について、最初に引用された法律名のため、法令番号を加えるもの。 【第4条第1項の条文の内容】 社会教育委員の職務について規定したもの。 【第4条第1項の改正内容】 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、教育委員長と教育長を一歩化した新たな責任者（新教育長）を置くこととなり、新教育長は、教育委員会の代表者と一体的な事務執行の責任者としての立場を有することになった。 また、本制度の施行に併せて所要の整備を図るため同法の附則により社会教育法の一部改正が行われたことに伴い、所要の整備を図るための改正。

第 3 2 号議案

島原市立公民館運営審議会委員の委嘱について

島原市立公民館運営審議会委員に、次の者を委嘱する。

氏 名	住 所 (職場等)	年 齢	年 数	備 考	備 考
野口 一徳			2	校長会代表	学校教育の 関係者
岡野 千春			2	公民館利用者 島一中こころの相談員	家庭教育の 向上に資する 活動を行う者
上田 すず子			11	公民館利用者 湯江小学校学習支援員	学校教育の 関係者
荒木 智子			11	公民館利用者	家庭教育の 向上に資する 活動を行う者
宮崎 哲雄			5	三会公民館運営委員長 三会地区町内会連絡協議会長	社会教育の 関係者
堀川 邦夫			0	杉谷公民館運営委員長 杉谷地区町内会連絡協議会長	社会教育の 関係者
小川 澄子			1	森岳公民館運営委員長 森岳婦人会長	社会教育の 関係者
大隅 謙一郎			2	霊丘公民館運営委員長 霊丘地区町内会連絡協議会長	学識経験の ある者
永門 重明			10	白山公民館運営委員長	社会教育の 関係者
大場 安廣			4	安中公民館運営委員長 安中地区青少年健全育成協議会長	社会教育の 関係者
宮崎 善金			10	有明公民館運営委員長 有明地区青少年育成会議会長	学識経験の ある者

(任期：平成27年4月1日から平成28年3月31日)

平成 2 7 年 6 月 4 日提出

島原市教育委員会

教育長 宮原 照彦

提案理由

島原市立公民館の設置及び管理等に関する条例第4条の規定により委嘱しようとするものである。

(参考)

島原市立公民館の設置及び管理等に関する条例(抄)

(公民館運営審議会)

第4条 公民館に、公民館運営審議会（以下「運営審議会」という。）を置く。

2 前項に規定する運営審議会の委員の定数は、12人以内とする。

3 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

島 原 市 教 育 委 員 会

議案集（追加提出分）

第33号議案 島原図書館協議会委員の委嘱について

平成27年6月4日 定例会

第 3 3 号議案

島原図書館協議会委員の委嘱について

島原図書館協議会委員に、次の者を委嘱する。

氏 名	職 分	住 所	備 考
吉岡 今日子	学校教育の関係者		

(任期：平成27年4月1日から平成28年3月31日)

平成 2 7 年 6 月 4 日提出

島原市教育委員会

教育長 宮原 照彦

提案理由

島原図書館設置条例第 5 条及び島原図書館設置条例施行規則第 1 5 条の規定により、委員に委嘱しようとするものである。

(参考)

島原図書館設置条例（抜粋）

（図書館協議会）

第5条 図書館法第14条の規定に基づき、図書館の管理運営に関し、教育長の諮問に応じるとともに、意見を述べるため、島原図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会の委員の定数は、10人以内とし、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。

3 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 略